

4 介 護

制 度 名 称	対 象 者	内 容
(1) 手話通訳者派遣 窓口 …障がい福祉室	聴覚障がい者	聴覚障がい者が社会生活上外出し、かつ手話通訳を必要とするとき、必要に応じ手話通訳者を派遣し、手話通訳サービスを行っています。
(2) 要約筆記者派遣 窓口 …障がい福祉室	聴覚障がい者	聴覚障がい者が社会生活上外出し、かつ要約筆記を必要とするとき、必要に応じ要約筆記者を派遣し、要約筆記通訳サービスを行っています。
(3) 入院時コミュニケーション支援 窓口 …障がい福祉室 障がい者相談 支援センター	18歳以上で心身の障がいにより意思の伝達が困難であり、現に障がい福祉サービス等を利用している方	意思疎通が困難な障がい者が入院時（※）において、医療機関スタッフとの意思疎通が十分に図れない場合に、本人との意思疎通に熟達した者をコミュニケーション支援員として派遣することにより、安心して医療を受けられる環境を確保します。 ※ 精神科への入院の場合は対象外となります。
(4) 訪問入浴サービス 窓口 …障がい福祉室 障がい者相談 支援センター	65歳未満で家庭での入浴が困難な重度身体障がい者	身体上、建物の構造上等の理由により移送を行うことが困難な重度身体障がい者に対して家庭に移動入浴車が訪問し、浴そうを居室に搬入する入浴サービスを行っています。 ・必要書類 申請書、訪問入浴サービス事業主治医意見書 * 市町村民税課税世帯に属する方については原則 1 割負担。 ただし、月額負担上限額を設定。
(5) 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス 窓口 …・障がい福祉室 ・18歳未満で放課後デイ等通所子育て政策室（211番窓口） ・障がい者相談 支援センター	身体障がい者（児） 知的障がい者（児） 精神障がい者（児） 難病患者	居宅において日常生活を営むことができるようホームヘルパーを利用して自宅で入浴、排泄、食事の介護等を行ったり、自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、夜間も含め施設で入浴、排泄、食事の介護等を行ったりと法に基づく障がい福祉サービスを行っています。 * 市町村民税課税世帯に属する方については原則 1 割負担。 ただし、月額負担上限額を設定。 * 18歳未満で、放課後デイサービス等の児童通所施設を利用している方は、子育て政策室。 〔 子育て政策室 電話 6170-7224 〕 〔 FAX 6368-7349 〕